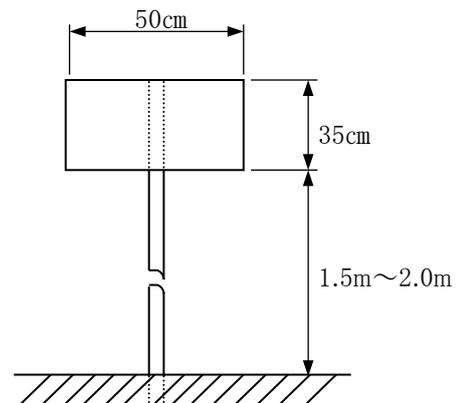


道路工事施行承認申請者が守るべき事項

1. 工事は、承認の日から()日以内に着手し、工事着手の3日前までに「道路工事着手届書」を道路使用許可書(写し)を添付して当局松山河川国道事務所(管轄する出張所)に提出し、工事施工上の指示監督を受け、また、工事完了予定日の3日前までに「道路工事完了届書」を提出し完了検査を受けなければならない。なお、検査の結果、手直し改造等を命じられたときはこれに従い施工し再検査を受けなければならない。
2. 前項の期日までに着工できないとき、又は、承認を受けた工事期間内に着工できないときは、あらかじめ当局松山河川国道事務所(管轄する)出張所長(以下「出張所長」という。)に届け出て必要な指示を受けなければならない。承認を受けた工事期間内に、工事を完成できない場合も同様とする。
3. 工事は、変更の承認を得た場合のほか、承認を得た事項と相違してはならない。
4. 工事施工に際し、当局管理の道路敷地内に工事用土砂・資材、その他物件などを放置してはならない。
5. 歩行者及び車両等の通行に支障をきたさないよう常に留意するとともに、道路構造の保全及び交通事故防止のための標識・バリケード等の設置には万全を期する他、路面の排水を妨げない措置を講じなければならない。
6. 工事施工に伴う土砂等の運搬に際しては、清掃人を配置するなど、道路の汚損防止に充分配慮しなければならない。
7. 工事施工に際し、道路の構造等に損傷を与え、又、道路の構造に障害(陥没、崩壊など)をきたした場合は、直ちに出張所長に報告し、その指示に従ってこれを完全に復旧し、その費用を負担しなければならない。
8. 工事施工に伴い、道路管理者に損害を与え、また第三者と紛議を生じたときは、当該損害者を賠償し、また紛議を解決しなければならない。
9. 工事期間中は、工事中の標識を設置しなければならない。
10. 工事の実施に際しては、既設占用物件などの保持に支障を及ぼさないため、必要な措置を講ずるほか、常に道路の交通の安全を確保するよう万全の措置を講じなければならない。
11. 工事箇所には、工事期間中を通じて下記様式による道路工事施行承認標を設置しなければならない。
12. 工事施工箇所は、工事完了後、自動車置場、商品置場などに使用してはならない。
13. 道路境界に、境界杭・境界板を設置する旨を出張所長が指示した時は、その指示に従わなければならない。
14. 工事による発生品は、出張所長が指示する場所に搬入しなければならない。(街路樹等)
15. 道路管理者が、当該工事により設置した施設の引き継ぎを受けた翌日から2ヶ年以内に当該施設の瑕疵を発見したときは、道路管理者の指示により、申請者の負担で補修しなければならない。
16. 申請内容又は以上に掲げる事項に違反したときは、承認を取り消し又は原状に回復させることがある。

道路工事施行承認標	
令和 年 月 日	承認番号 令和 年 月 日 国四整松道承第 号
申請者 住所	
氏名	
施工業者	TEL ()
工事内容	
工 期 自 令和 年 月 日	
至 令和 年 月 日	
道路管理者 四国地方整備局	
松山河川国道事務所	維持出張所
TEL ()	



1. 材質・・・木製
2. 位置・・・通行者から見えやすい箇所

(注) 工事施工に伴い、道路上において工事又は作業をしようとするときは事前に届出て所轄警察署長の許可を得なければならない。また、道路の通行を禁止制限する必要が生じた場合は、道路管理者又は、所轄警察署長に申請して通行の禁止制限の措置を講じなければならない。なお、所轄警察署長に工事又は作業の許可を得たとき及び通行の禁止制限の申請をしたときは、その旨道路管理者に届け出なければならない。